

告 示

埼玉県告示第千四百七十七号

測量計画機関である国土交通省北首都国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（T S等現地測量）

三 作業地域

久喜市大字北青柳地先から南埼玉郡宮代町大字国納地先、久喜市吉羽字諏訪地先から久喜市吉羽字下川原地先、白岡市野牛字南谷地先から白岡市野牛字北谷地先、白岡市高岩地内

四 作業期間

令和五年十一月十日から令和六年三月二十九日まで